

## 藤枝市小規模修繕等参加登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、内容が軽易かつ履行が容易な修繕等の受注を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、藤枝市が発注する小規模な修繕、修理等（以下「修繕等」という。）について、市内事業者等の受注機会の拡大と市内経済の活性化に資することを目的とする。

### (対象となる修繕等)

第2条 対象となる修繕等は、見積り金額が50万円以下でその内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

2 業種については別表のとおりとする。

### (登録の除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、修繕等参加登録をすることができない。

- (1)藤枝市内に住所及び主たる事業所を置かないもの
- (2)登録をしようとする業種について、登録しようとする月において引続き2年以上の営業実績のないもの
- (3)競争入札に参加する者に必要な資格に定める資格審査及び物品の製造等入札参加資格審査の申請をしているもの
- (4)破産者で復権を得ない者
- (5)市税等について滞納のある者
- (6)その他市長が適当でないと認めるもの

### (登録申請書類)

第4条 修繕等の受注を希望するものは、次に掲げる書類を市長に提出し、修繕等に参加する者の登録（以下「修繕等参加登録」という。）を受けなければならない。

- (1)小規模修繕等参加登録申請書（様式第1号）
- (2)法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては代表者の身分証明書
- (3)市税等の完納証明書
- (4)暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (5)資格、許可等を必要とする業種については、その写し
- (6)その他市長が必要と認める書類

(申請受付期間)

第5条 修繕等参加登録の受付期間は、第7条に規定する登録の有効期間の初日の属する前年度の1月から3月までの間で市長が指定した期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(登録の審査)

第6条 第3条に規定する登録申請があった場合、必要な事項について速やかに審査するものとする。

2 前項の審査の結果、登録要件を有すると認める場合は修繕等参加登録名簿(様式第3号)に登録する。

(登録の有効期間)

第7条 修繕等参加登録の有効期間は、第5条の規定による申請を受付した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して2年間(以下本条において「登録有効期間」という。)ただし、第5条ただし書きの規定により登録した場合の登録の有効期間は、登録日から登録有効期間の満了日までとする。

(運用)

第8条 市長は、修繕等の業者選定に際して、名簿登録者に受注機会を与えるよう努めるものとする。

2 修繕等参加登録の有効期間内であっても、申請の内容が事実と異なることが判明した場合又はその後の事実において、市長が適当でないとする場合は登録を取り消すことがある。

(変更等の届出)

第9条 修繕等参加登録申請書の提出後に、申請内容の変更又は登録を取りやめる場合は、小規模修繕等参加登録変更(廃止)届(様式第4号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この修繕等参加登録名簿は、一般に公開する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度における申請受付は、第5条の規定にかかわらず、平成30年4月1日から行う。